

**在中国日本国大使館微博、HPにおける
デリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店に関する情報発信
についての御案内**

2022年11月25日
在中国日本国大使館

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

11月に入り、北京市内における新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中で、北京市朝陽区では飲食店の営業を原則として持ち帰りのみとする等の措置がみられます。

こうした状況を受け、当館としましては、日本料理店の皆様に対し何か後押しできないかとの思いから、本年5月に作成しました北京市内のデリバリー・テイクアウト可能な日本料理店リストをアップデートし、当館HP上に掲載した上で、当館微博において情報発信することを考えております。

なお、本年5月における当館の情報発信では、北京市内のデリバリー・テイクアウト可能な日本料理店リストへの掲載店舗数は42店舗、当館微博での3回の投稿の閲覧数は合計延べ123万回となっております。

(当館HPの掲載URL：https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_zh/11_000001_00027.html)

同リストへの新規に掲載を希望される場合、希望する店舗の情報について御連絡いただきたく存じます。また、皆様御存知の日本料理店のうち、本リストに掲載されていない店舗がありましたら、本案内を御紹介いたしますと幸いです。なお、すでにリストへ登録されている店舗に対しましては、当館より個別にご連絡して、リストのアップデートの有無を確認いたします。

日本食の魅力を多角的に広報・宣伝する機会といたしたく、皆様の御協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1. 情報発信の時期

令和4年11月29日（火）にアップデートしたリストについて発信する予定です。その後も、リストのアップデート状況に応じ、適宜、情報発信する予定です。

2. 情報発信の方法

在中国日本大使館HPにて、北京市内のデリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店リストをアップデートして掲載する。掲載後も、リストへの掲載を希望する店舗からの連絡を受け付けて、適宜、HP上のリストを更新する。

また、在中国日本大使館微博にて、本リストへのリンクとともに、本リストを更新した旨発信

する。

3. 応募方法

北京市内のデリバリー・テイクアウトが可能な日本料理店リストへの新規に掲載を希望される場合は、別添の応募用紙に必要事項を記載の上、下記5のアドレス宛てに電子メールにて御提出願います。11月29日（火）の情報発信を予定しておりますところ、11月28日（月）までにご提出いただきたいと思いますが、その後も応募は受け付けます。

すでにリストへ登録されている店舗に対しましては、当館より個別にご連絡して、リストのアップデートの有無を確認いたします。

4. 対象店舗・店舗数

- (1) 対象店舗：デリバリー・テイクアウト可能な北京市内の日本料理店を対象とします。
- (2) 募集店舗数：特段の制限はありません。

5. 提出・問合せ先

在中国日本大使館 経済部 前田 浩貴、青木 莉花(日本語・中国語 可)

(TEL) 010-8531-9800 (内線：3022、3027)

(e-mail) event-keizai@pk.mofa.go.jp (代表アドレス)

(了)